

13. 子ども・子育てに関する市の相談窓口

問い合わせ先 子ども家庭センター 子ども・若者相談室
092-942-1001

親子・子育てに関する相談

子どもや子育て、親子関係などに関する相談を受けています。

出産や育児に悩んだら、子育てに困っている方がいらっしゃったら、ぜひご相談ください

相談方法

電話・来室・訪問

- 相談は無料です。
- 来室での相談は随時受け付けています。先に予約の電話をいただくとゆっくりお話をうかがえます。
- 訪問での相談にも応じています。

受付時間

月～金曜日 9:00～16:00(年末年始、祝祭日は除く)

対象者

妊産婦、子ども本人(おおむね20歳まで)、家族、友人、地域の方など

子育てって本当にたいへん!!

「子どもが言うことを聞いてくれない!!」

いつまでも泣き止まない／何回同じことを言っても聞かない、動かない／ゲームをやめられない

「時間も、心にも、余裕がない!!」

仕事、子育て、夫婦関係…ストレスが溜まる／お金も心配／相談できる人がいない

「子育てのプレッシャーが大きい!!」

自分も親から叩かれて育ってきた、このやり方で大丈夫なはずだ／親としてなめられたらダメだ／周りの人に自分の育て方が悪いと思われる



体罰につながることも…体罰は法律で禁止されています!



児童虐待防止啓発

問い合わせ先 子ども家庭センター 子ども家庭係
092-942-1159

子ども虐待を知っていますか

なぐる、たたく、ける、どなるなどの暴力・暴言だけが虐待ではありません。子どもの安全や健康を損ねる恐れがある状態は、不適切な養育であり、虐待とみなされることがあります。

愛情をもって育てていても、子育てのストレスや家庭問題、生活苦など、様々な理由から、大切な子どもが思いがけない危険にさらされているかもしれません。

子どもへの虐待は次の4つに分類され、重複していることもあります。

身体的虐待

- 外傷(あざ、打撲、骨折、やけどなど)を負わせる
- なぐる、ける、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、異物を飲ませる、タバコを押つけるなどの暴力をふるう
- 生命に危機を及ぼす行為(戸外に閉め出す、一室に長時間拘束する)

身体発育や知的発達に
障がいが生じるなど
後遺症を残し、
死に至ることもあります

ネグレクト(養育の放棄・怠慢)

- 適切な衣食住の世話をしない(食事を与えない、入浴させない、不潔な状態におくなど)
- 拒否(愛情をあたえないなど)
- 保護者以外の同居人による虐待の放置
- 子どもを遺棄、置き去りにする
- 子どもを家に残し外出する、車内に放置する
- 虫歯などの病気を放置する
- 学校へ行かせない

発育・発達が遅れ、
栄養失調や
脱水症状などから
死に至ることもあります

心理的虐待

- おどし、脅迫などの著しい暴言
- 拒絶的な対応(無視)
- 心に深刻なダメージを与える言動を行う(他の兄弟姉妹と差別的な扱いをするなど)
- 盗みや万引きなど犯罪行為の強要
- 子どもの前で配偶者や家族に暴力をふるう(DVの目撃)

子どもの心に不安や
おびえなどを引き起こし、
精神的な後遺症を
残すこともあります

性的虐待

- 子どもへの性的暴行、性行為の強要
- 性器や性的行為を見せる
- わいせつな写真の被写体となるよう強要する

異性への嫌悪感を
植えつけるなど、子どもの
心身に大きな傷を
残すこともあります

少しでも思い当たることがあれば
「189(いち・は・やく)」連絡・相談を！

地域や保育所、幼稚園等で、気になる子どもを発見した場合、子ども本人や保護者に状況を尋ねることがあります。また、虐待が疑われる場合や、家庭状況が確認できない場合などには、法律により、市の相談窓口や児童相談所に報告する義務が課せられています。

